

- 1. 支出 -領収書等の保管・管理等-
- 2. 支出 -立替金・各種減免申請・還付金申請-
- 3. 支出 -本人以外の支出-
- 4. 身上監護 -施設入所に伴う課題-

1. 支出 -領収書等の保管・管理等-

不適切な事例① -領収書等の受領-

- <u>●毎月・被後見人に生活費を渡していたが→被後見人から領収書を受領していなかった為・・・</u>
- ●後見監督人から指摘の可能性→「使途不明金扱い」(除く:毎月の定額支給分以外)
- (注1)被後見人に生活費を渡す際→**自署**して貰う方法で**領収書を用意**する
- (注2)金銭のやり取り→必ず「**領収書等」との交換**で行う
- (注3)**請求書に基づく振込**は→「**請求書・振込明細書**」があればよい

不適切な事例② -領収書の整理-

- ●後見監督人から要求→特定支出に関する領収書の提示
- ●領収書を整理していなかったため→要求された領収書が発見できなかった
- (注1)可能な限り→預金口座からの「**自動引落**」を利用する
- (注2)領収書・請求書等は→**ノート貼付・ファイル**にて保管・整理する
- (注3)**領収書**が無いものは→**出金伝票に「日付・支出内容・相手先等**」を記入する
- (注4)本人に対し手渡した生活費等は→本人に「**受取サイン・押印**」を貰っておく

2. 支出 -立替金・各種減免申請・還付金申請-

不適切な事例③ -立替金-

- ●入院費用の支払い→予め入院費を預金から払い戻しすることを失念
- ●やむを得ず、入院費を立替て支払った

(注1)原則:費用の立替払いは行わない

(注2)理由:費用立替は「**後見人→被後見人に対して費用求償権**」を得ることになる

(注3)結果:**利益相反関係**になってしまう

不適切な事例(4) -各種減免申請・還付金申請-

- ●担当する被後見人について→以下の申請手続きを失念
- ○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定」「介護保険負担額限度額認定
- ●結果として→減額・給付が受けられなかった

(注1)被後見人の状況に応じて、「利用費・介護保険負担額当の限度額認定等手続き」を実施する

(注2) 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口に提示すると、保険適用の医療費の 自己負担限度額と入院時の食費が減額されます

http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1001166.html 東京都後期高齢者医療広域連合

3-1. 支出 -本人以外の支出①-

不適切な事例5 -固定資産税-

- ●自宅の土地・建物→被後見人・長女の共有名義だが→固定資産税は被後見人名義口座から引落し
- ●家庭裁判所の定期報告の際、問題点として指摘された

(注1)他の家族の財産に関する費用は「**その持分に相当する割合」で清算**を行う必要有り

(注2)共有名義の不動産は、上記清算に該当する

不適切な事例6 -同居家族の生活費-

- ●被後見人は長男と同居→生活費(食費・水道光熱費等)は被後見人が負担(昔から)
- ●後見人は上記の状態を認めていたが・・・
- ●家庭裁判所の定期報告の際、問題点として指摘された

(注1)原則:区別出来るものは区別/**区別出来ないものは人数分割り→本人負担額**を算出

(注2)義務:「**定めた負担金額**」は、「**当該算出根拠**」とともに→家庭裁判所に報告

(注3)親族に対する金銭貸付は不可

(注4)親族による不明朗な支出→最初から違法と決め付けない→家庭裁判所からの指示がない限り

「審判確定前の支出」は調査不要

3-2. 支出 -本人以外の支出②-

不適切な事例? -介護費用・見舞いの日当・交通費の支払い-

- ●被後見人が入院する病院を→姪が一定期間訪問・看護、介護を行ったと主張
- ●後見人に対して→当該報酬と交通費の請求を行った
- ●後見人→姪にたいして請求額通りの支払いを行った

(注1)概要①:親族が通常の情愛に基づく「**介護・見舞い**」を行った程度の場合・・・

(注2)原則①:介護報酬・その他付随する費用は「**親族負担**」

(注3)概要②:親族が「**有償サービス提供・同程度の労務提供**」を行った場合

(注4)原則②:**介護職の平均賃金等を参照**して支払うことが想定される→**家庭裁判所に相談**する

(注5)冠婚葬祭費:本人と相手方の**関係を考慮→妥当な金額**であれば許容される

(注6)後見人交通費:原則:後見事務に伴う交通費の受領は「公共交通機関を利用した場合の額」 タクシー利用・ガソリン代受領等は不可



4. 身上監護 -施設入所に伴う課題-

不適切な事例8 -預金額の不足・連帯債務保証の請求-

- ●施設入所契約において→身元保証人を求められた市民後見人が、身元保証人として署名した
- ●その後、被後見人は預金を取り崩して施設利用料を支払っていたが・・・
- ○入所が長期に及んだため→預金が底をつく・支払いが出来なくなった
- ●施設は身元保証人である市民後見人に対して→連帯債務保証義務を主張・施設利用料一部を請求
- (注1)原則:後見人は「**身元保証人・身元引受人」としての法的義務はない**
- (注2)結果:入院・入所契約において**義務が課されることに注意**を要する
- (注3)施設入所契約書→具体的な役割が明示されていないことが多い
- (注4)**連帯保証契約書→具体的な役割が明示されていることが多い**ので、より注意が必要
- (注5)原則:病院・施設は「正当な理由なく」医療・福祉サービスの提供を拒んではならない
- (注6)結果:入院・入所に身元保証人がいないことを理由に、サービス提供拒否は出来ない
- (注7)後見人が身元保証人となり、上記の様な連帯債務を負担すると・・・ 後見人は被後見人に対し求償権を得ることになる→利益相反関係 従って、後見人は上記の様な立場になるべきではない